

平山誠君の質問

平成25年6月13日 環境

点からもう一度お考え直していただきたいと思ひます。

続きまして、放射性物質の環境汚染の方に移らせていただきますけれども、この立法、今まで、

（二）にも書いてありますように、十二の法案でなせ適用外だったのかということ、午前中にも大臣の言葉で、安全神話が始まったことだろうとい

うことですが、福島第一原発が十三日、そして十四日、爆発によって、発表ですと三十一種類にも及ぶ放射線物質が放たれたということを開いてあります。そして、福島の森や河川、そして土壌、農作物、二年三か月たった今でも、福島にと

どまらず日本中がこの汚染廃棄物の恐怖におののいていますが、なぜこの時期まで、大臣、延びてしまったのでしょうか。二年三か月も放射能汚染のことを適用除外という、この法律が今上がってきた理由をお聞かせください。

○政府参考人（小林正明君） ちよつと検討に至る経過についての御報告をさせていただきます。

○平山誠君 簡単に。

○政府参考人（小林正明君） はい。御承知のように、環境基本法におきましても放射性物質については原子力基本法の体系に委ねると、こうなっております。この改正が昨年でございます。これは、原子力規制委員会法を作るなど大きな論議が昨年あったと聞いています。

す。その後、これを各法でも速やかに整理をしていこうという（二）と、ちよつと実情に応じて整理した部分がございますが、可能なものについては適用除外の規定を削除させていただきたいということが今回の提案でございます。

○平山誠君 今回の法案、私はどうしても賛成しかねる部分があります。それは、経済産業省が原子力委員会そして保安院と同居した状況の中で、発行政が進んできたと。せつかく三・一一以降、その反省で保安院は名前変わりましたけれども、原子力規制委員長が環境省というところで原発のことを別に考えることになったと。その一歩前進

したのが、事業と監視が同居してしまった、また同じ状況になってしまった。除染や汚染処理のものを燃やしたりした場合に出る基準、監視と事業が一緒ということはこの法律の最大の欠点だと思いますが、その辺、大臣、いかがでしょうか。大臣にお願いたします。

○政府参考人（小林正明君） 法律の趣旨でございますが、環境について、大気汚染防止法、水質汚濁防止法もそうです。規制と監視、これを従来の公害物質についてもやってまいりましたし、これを今回、放射性物質についても広げるといふことでございます。

廃棄物処理などにつきましては、特措法もございまして、これはまた全体の見直しの中で御検討いたします。

討ただけでございまして。

○平山誠君 そももう一つの理由は、元来、大気汚染防止法にしても、国の立法に先駆けて、東京府や大阪府といった自治体が先行して、それを他の自治体が見習って今日の環境の規制法というんですかね、その全体がボトムアップしてきたと思っておりますが、これで、自治体の役割というのは今後どうなることになるのでしょうか。

例えば、先日の機構の方でも、先ほどありましたが、研究所でも放射性物質が漏れたとか、その場合、自治体が立入検査とかできるのかできないのか。全部、大臣が常時監視するという体制、これ環境省に整えられるのでしょうか、大臣。

○政府参考人（小林正明君） どういう経過で保安、検討してきたか、ちよつと御説明させていただきたいと思ひます。

放射性物質については是非常時監視はしたいということ、これが今は法律の位置付けなく事実上やっている状況でございますので、法律にしっかりと根拠を置きたいということでございます。

その中で、環境省が既に、さっきも申しましたが、福島で十か所、それから特に今回の震災を受けての調査というか、かなり手広くやっております。これは国の負担でやっているわけではございません。

自治体に今回の震災が契機になってこういうも

のを提案しているということも含めて、自治体に義務としてやっていたかどうかというのはちよつとやささか難しい面があるのかなというところで、私も国の方で責任を持ってやらせていただくというふうなことをしております。

ただ、自治体でももちろん関心を持って測定をされているところがございまして、これからは出てくると思います。「もういったことの情報連携、こういうことをやってみよう」と思いますし、自治体が測定していくことを妨げるようなつもりは毛頭ございませんし、法律の趣旨にもそんなことはございませんで、これは何も国が独占するということではなくて、国が責任を持っていくという意味の規定だというふうには非御理解をいただきたいと思っております。

○平山誠君 大臣に答えていただきましたんですけども、この法案、幾らお金付いて、どういう人員でやるんでしょうか。そしてもう一つ、先ほども答えたんですけど、自治体の権限というのはどうなるんでしょうか。

○国務大臣（石原伸晃君） 予算要求については八月の概算要求のときに検討して、その後、国会がございましてから御報告をさせていただきたいと思っております。

一言で言いますと、局長も答弁をさせていただいたんですが、地方の権限を取るということでは

なくて、放射性物質に関する汚染に関しては国を中心にやっていくと。そして、予算について言うならば、人員について言うならば、必要なものをしっかりと確保していくように努力をさせていただきたいと考えております。

○平山誠君 それで、だから環境省であってはいけないと私は言っているんですよ。事業と監視が一緒の部署にあるというのは、反省をしたじゃないですか、大臣。そして、規制庁が環境省に経済産業省から、保安院の名前は変わりましたけれども、移ったというところを、その辺をちゃんと考えていただいてこの法案作りもしていただきたいと。

大臣、この法案、いつから施行されるんですか。先ほどから職員の方から話聞いていますけど、これからいろいろ調べてみるとかありますけれども、これいつから施行されて、いつから、じゃ国が責任持つんですか。大臣。

○政府参考人（小林正明君） これは、規定にございまして、法律によって、これ幾つかの法律を束ねておりますが、水質汚濁防止法、大気汚染防止法は六か月以内ということにございまして。それから、南極法は一年以内。それから、アセスメント法につきましては、先ほどいろんな準備が要るといふ説明がございしましたが、二年以内という施行期日になっているものもございまして。

○平山誠君 あと、ちよつと今の説明を聞いてもいつからちゃんとできるのかというのはいずれですが、じゃ、いつから地方自治体から環境省に移管されるんでしょうか。

○政府参考人（小林正明君） 現在、放射性物質については測定の規定がございまして。放射性物質を除外する法律になっておりますので、今、誰の責任にもなっていないという状況でございまして。事実上、さっき申しましたように、環境省がかなり測っておりますし、もちろん自治体で自主的に測っていらつしやることもあります。そこについて、誰が最低限責任を持ってやるかということを決めさせていただくということと、これは国が責任を持ってやってみると、こういうものでございまして。自治体とも連携を図ってやってみようと思っております。

○平山誠君 なぜちよつとくどくどく聞いてくるかといいますと、大臣、ちよつと通告してないんですけれども、前回の環境委員会、堺市のごみ焼却炉の建設に復旧復興の予算が使われていたということと、大臣は、前政権の決めたことで、前政権が募集したのでということと、前政権を飛ばすわけではないかというような発言がありました。が、これ二十四年度の事業なので大臣が交付金を交付しています。そのことによつて、支払のときに補助金等にかかわる予算の執行適正化に関

する法律という部分があると思うんですが、その辺、大臣、御存じでしょうか。

○政府参考人（梶原成元君） 当然のことながら、交付金の交付に当たりましては、今、補助金適化法の適用を受けてやるものでございます。

○委員長（北川イッセイ君） 大臣、いかがですか。

○国務大臣（石原伸晃君） はい、済みません。

本件につきましては、再三西四御質問いただいておりますので確認をいたしました。私は行政権を当時有していなかったということをお申しただけであって、環境省の行政としては一貫して行っております。

そして、前政権が何を決めたかということ、仮に引き受けなくても私しますよということをお約束しちやうしている以上は、その交付を止めることは現内閣として行うことは難しいのではないかと、このことをこれまで御答弁させていただいていることではないかと。

○平山誠君 通告がないと、ちやうど「つく」申し訳ございませんけれども、これは前政権が瓦れきの募集をして、そしてその瓦れきの処理を燃やさないでいいと、それはそれでちゃんと通達文書があるからいいと私は思っているんですよ。

堺市の場合は、申請もしていない、手も挙げていない、お断りもしている、そのときに支払われ

る。そして、この補助金等適正化に関する法律では、各省各庁の長は、補助金等が法令及び予算で定めるところに公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないという文章。現役の大臣なわけですから、そして二十五年版、今年度大臣が交付されたわけですから、大臣の責任は重いということをもう一度お聞きしたいんですが。

○国務大臣（石原伸晃君） ちよつと先に。

○委員長（北川イッセイ君） ちよつと大臣、大臣ちよつと待つてください。

○政府参考人（梶原成元君） 済みません、事実関係の点だけちよつと申し上げておきたいと思っております。

本件循環交付金、復興特会を使った循環交付金につきましては、二十三年八月の災害廃棄物処理特措法に基づいて広域処理が、国が措置をすべきであり、要請をして予算も行うべきであるということをおっしゃって、それを踏まえて復興特会を使ってやるためにはどうすればいいかということ、まず各自自治体に災害廃棄物を受け入れて処理をするということがあるのかという質問をしております。

堺市からは、この二十三年八月の交付金の要望調査で災害廃棄物受入れが可能な施設として、こういうような交付金が出れば、その、ついでに要望があるという回答をいただいております。そ

の後、大阪におきましては、大阪府が中心になって災害廃棄物の受入れを検討するというところで、二十三年十二月には受入れの指針を作り、さらに堺市の場合は、受け入れた後の灰の処理につきましては堺市独自の最終処分場を持っておりませんが、実は大阪湾広域臨海環境整備センター……

○委員長（北川イッセイ君） ちよつと、ちよつと待つてください。大事な答弁していただきますので、聞いてください。

○政府参考人（梶原成元君） 整備センターの方に受け入れるという、いただいておりますが、この大阪湾広域臨海環境整備センターは関西の広域連合全体の意思の下で動かされておりました。その中で、じゃ、それを前提にして受け入れ基準をそのフェニックスセンターと言われるところで検討しようじゃないかという動きもずっと続けてこられたということでございます。その中で、二十四年三月にこの交付金について内示を行って、事業を行っていただいたということでございます。

○国務大臣（石原伸晃君） 私も、承知しておりますのは今の部長の答弁のとおりでございます。事実誤認に基づいた意見に対して私がかくく申すつもりはございません。今のとおりと私は思っております。

○平山誠君 事実関係については、ですから調査

して報告してくださいと申し上げているので、私
が正しい、私が正しくないというのをここで結論
を出すことでは私はないと思います。

そして、私は冒頭にも言いましたけれども、今
期最後の質問といふこの環境の委員会の質問のと
きに、質問をされていない内容を答弁されて、そ
れが重要だからよく聞けというのもおかしいと思
います。

私、まだまだ質問したいことありますけれども、
これにて質問を終わりにします。

○委員長（北川イッセイ君） 他に御発言もない
ようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案
の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（北川イッセイ君） 全会一致と認めま
す。よって、本案は全会一致をもって原案どおり
可決すべきものと決定いたしました。

この際、西村君から発言を求められております
ので、これを許します。西村まさみ君。

○西村まさみ君 私は、ただいま可決されました
大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対し、
民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、日本共

産党及びみどりの風の各派共同提案による附帯決
議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ
いて適切な措置を講ずべきである。

一、建築物等の解体等の受注者による事前調査
の適正な実施のため、解体等工事の発注者におい
て、調査の費用を適正に負担すること等必要な措
置が確実な執られるようにすること。また、事前
調査の結果について信頼が確保されるよう調査機
関の登録制度の創設等について検討を行うこと。

二、平成二十二年四月に企業会計において資産
除去債務会計基準の適用が開始され、資産除去債
務の計上のためアスベスト使用の有無に関する調
査が各企業により実施されることとなり、解体等
工事の実施にかかわらず調査の進展が期待される
状況にあることを踏まえ、それら調査結果が本法
による事前調査に活用されるよう配慮すること。

三、建築物等の解体時のアスベスト飛散防止対
策に資するため、民間建築物におけるアスベスト
使用実態調査や、地方公共団体におけるアスベス
ト対策に係る台帳整備が的確かつ早期に行われる
よう、予算措置等の支援策を強化すること。

四、アスベスト飛散対策に関する企業の意識の

高まりや、アスベスト飛散に対する住民の意識や
関心が向上していることを踏まえ、リスクミニ
マイズ化の増進に向け先進的かつモデル的な
取組を進めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ各委員の御賛同をよろしくお願い申し上
げます。

○委員長（北川イッセイ君） ただいま西村君か
ら提出されました附帯決議案を議題とし、採決を
行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（北川イッセイ君） 全会一致と認めま
す。よって、西村君提出の附帯決議案は全会一致
をもって本委員会の決議とすることに決定いたし
ました。

ただいまの決議に対し、石原環境大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。石原環境大臣。

○国務大臣（石原伸晃君） ただいまの附帯決議
につきましては、環境省として、その趣旨を十分
に尊重いたしまして努力してまいらる所存でござい
ます。

○委員長（北川イッセイ君） 次に、放射性物質
による環境の汚染の防止のための関係法律の整備

に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（北川イッセイ君） 賛成多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、西村君から発言を求められておりますので、これを許します。西村まさみ君。

○西村まさみ君 私、ただいま可決されました放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、原子力規制委員会設置法による改正前の環境基本法第十三条において「原子力基本法その他の関係法律」において定められていた「放射線物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置」に関して、従来の措置の内容と効果について詳細に把握するとともに、環境基本法に照らし政府の施策は万全であったかにつ

いて十分な検証を行うこと。

二、前項の検証に当たっては、環境基本法の目的・理念等と、従来原子力基本法、原子炉等規制法、放射線障害防止法等が目指してきたこととの異同について特に精査し、環境法制と原子力法制において新たに必要となっている措置について明確にすること。

三、環境基本法第十三条の削除に伴う環境法令の整備に当たっては、単に適用除外規定の削除にとどまらず、環境基本法の目的・理念等を踏まえ、放射性物質に係る環境法制の再構築を図るとともに、環境基本法第二章に則り、放射性物質に係る環境の保全に関する基本的施策を可能な限り速やかに実施すること。

四、以上の趣旨を踏まえ、科学的、体系的に環境法制の再構築を行うため、放射線を始めとする各種の専門家による委員会を設置し、綿密かつ速やかな検討を行うこと。

右決議する。

以上で朗読いたします。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（北川イッセイ君） ただいま西村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（北川イッセイ君） 全会一致と認めます。よって、西村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石原環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石原環境大臣。

○国務大臣（石原伸晃君） ただいまの附帯決議につきましては、環境省としてその趣旨を十分に尊重いたしましたので努力してまいる所存でございます。

○委員長（北川イッセイ君） なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔無異議なし〕と答へる者あり

○委員長（北川イッセイ君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会